

令和 7 年 10 月 10 日

第 10 回

議 事 錄

小国町農業委員会

令和 7 年第 10 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206 号室～209 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会長	0 石松 雄平
会長職務代理者	1 番 穴井 英雄
委員	2 番 田代 カズヨ
	3 番 穴井 幸子
	4 番 松野 英一
	5 番 時松 達也
	6 番 飯沼 由彦
	7 番 時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	黒渕地区 大塚 哲治

4. 欠席委員

梅木 隆志推進委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 3 号番号 1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見

番号 6 について（利用権賃借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹（欠席）

事務局職員（係長） 波多野 裕

北里 宏葵

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第10回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 田代カズヨ委員、7番 時松浩一郎委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。令和7年10月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第1号 番号1です。農地の所在は、黒渕字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、4,675m²です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は、備考欄記載のとおりです。

詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページと2ページが許可申請の写しです。3ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が2,999m²、畑が48,082m²、合計面積は51,081m²です。借入地は、ありません。4ページに作付け予定の作物と面積、

その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。5 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。6 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。7 ページは、譲り受けた者の法令の遵守の状況等です。8 ページが航空写真の位置図、赤い囲みの箇所が今回の申請地です。9 ページに現地立会時の写真、一部保全管理をしている農地になってますが、耕作される予定です。10 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

- 議長　　ただいまの説明に関連して、また現地立会の状況を事務局からご報告お願いします。
- 係長　　この案件については、10月6日に事務局と石松会長、大塚推進委員、梅木推進委員で現地を確認しました。現地は、耕作及び保全管理されている農地でした。今後は、譲り受け手の方が耕作をすることです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わりります。
- 議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 1番　　保全管理部分は、この一年間耕作していないのでしょうか。
- 係長　　おそらく数年程度だと思われます。
- 3番　　これまで同様に利用すると書いてありますが、現在の耕作者が作っていた分を休みなく〇〇さんにお渡しするとの形ですか。
- 係長　　現在の作付け分が収穫され次第譲り受け手がこれまで通り、田んぼとして利用することになります。
- 議長　　それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。
- 議長 日程第3 議案第2号 番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 係長 議案書の2ページを開いてください。農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。令和7年10月10日提出。小国町農業委員会会長 石松雄平 代読です。議案第2号 番号1です。農地の所在は、黒渕字〇〇、〇〇、字〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に畠、転用面積は、合計で2,392m²です。申請人は記載の通りです。転用目的は、山林として転用するためです。備考欄に記載していますが、追認許可の申請となるため始末書が添付されています。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。11ページが許可申請書の写しです。12ページに事業計画書で、転用計画が記載されており、杉を植林した面積は転用面積と同じ、合計2,392m²となります。13ページが始末書になります。6~7年前に所有者が高齢になり奥まった農地に行くのは困難になつたため、杉を200本植え現在に至つております。農地法の許可を得ずに山林になつてること、また無断転用について深く反省し、今後法の遵守に努めることが記載されております。14ページに航空写真上の位置図です。赤い囲みの箇所が今回の申請地です。筆がまとまつたところは字〇〇の位置です。山に囲まれた北側にある申請地は字〇〇の筆です。すでに植林されている様子は、航空写真でも分かるかと思います。15ページが字小屋の農地の配置図・排水計画図です。16ページが航空写真上の配置図です。17ページが航空写真上の排水計画図です。18ページが字梅木迫の農地の配置図・排水計画図です。19ページが航空写真上の配置図です。20ページが航空写真上の排水計画図です。基本的に自然浸透ですが、傾斜があるので雨水は青矢印の方向に流れることになります。21ページが現地立会時の写真、22ページが確認書です。説明は以上です。

- 議長　　ただいまの説明に関連して、また現地立会の状況を事務局からご報告お願ひします。
- 係長　　この案件については、10月6日に事務局と石松会長、大塚推進委員、梅木推進委員で現地を確認しました。現地は、すでに杉山となっている状態でした。所有者が許可を受けずに転用をしてしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。
- 議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 1番　　写真上では近くに住宅があるように見えますが、人が住んでいますか。
- 係長　　現在、工事をされているようでした。住宅の後ろにありますけど、それよりも高い山がその後ろに構えているのでそこまで日照の問題になることはないと思います。
- 5番　　近くに家がありますが、本人の自宅ですか。
- 係長　　本人の自宅ではありません。
- 5番　　では、その家の方の承諾を得てから植えましたか。
- 係長　　植林するにあたって承諾を得なければならない法律の決まりはありませんので、当事者同士で確認することになります。こちらが介入することはありません。
- 7番　　この案件は、当事者が自発的に申請したとは思えませんが、農地利用状況調査で発見して本人に言ったという経由ですか。
- 係長　　農地利用状況調査で発見したわけではありません。本人さんからの申請がありました。
- 5番　　トラブル等が発生したとは聞いていないですか。

係 長 現在は、トラブルや苦情が発生したとは聞いていません。

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第4 議案第3号 番号1「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

係 長 議案書の4ページになります。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年10月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です

議案第3号 番号1です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇の6筆です。地目は、登記簿、現況、6筆共に田。面積は、合計 12,122 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。補足ですが、更新案件となります。タブレット端末の資料1最終ページの地図を見てください。番号1のところで、〇〇の集落の近くです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員贊成)

議長 全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり同意することを決定します。

※決定後波多野が○○委員を呼びに行く
(○○委員 入場)

議長　日程第4　議案第3号　番号2から番号6「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の4ページになります。番号2です。農地の所在は、大字西里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,463m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。一年間の量になりますのでご注意ください。

次に議案書の5ページになります。番号3です。農地の所在は、大字北里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,568m²です。内容は、新規です。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

続きまして番号4です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇、続きは議案書の6ページ、字〇〇、〇〇、〇〇の11筆です。地目は、字〇〇登記簿、現況、共に畠。字〇〇、〇〇、〇〇、3筆共に登記簿が原野、現況が採草放牧地。外の7筆は登記簿、現況、共に田です。面積は、合計27,551m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、採草放牧、水田、普通畠、期間は10年の使用賃借です。使用賃借のため賃借料は無償です。

次に議案書 6 ページ番号 5 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、続いきは

議案書の 7 ページ、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇の 12 筆です。地目は、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、登記簿、現況、4 筆共に畠。外の 8 筆は登記簿、現況、共に田です。面積は、合計 12,752 m² です。内容は、新規になります。

利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、普通畠、期間は 10 年の使用賃借です。使用貸借のため賃借料は無償です。

最後に議案書 7 ページの番号 6 です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇、字〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田面積は、合計 1,510 m² です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は 5 年の使用賃借です。使用貸借のため賃借料は無償です。

補足として、番号 2 から番号 5 までの案件は先ほど言った通り更新案件となります。番号 6 は、新規案件です。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 番号 6 ですが、借り手の方は全く農地を所有していないようですが、農業をされている方でしょうか。

係 長 この方は、新規で就農される方であり、兼業でされています。農地を所有していないですが、今回借りる農地を管理しています。機械は、借りているようです。以上です。

1 番 番号 6 は、補助金の対象地に入っていますか。

係 長 入っています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号 番号 2 から番号 6 について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第3号 番号2から番号6は原案のとおり同意することを決定します。

議長 以上をもちまして、小国町農業委員会第10回総会を閉会致します。

令和7年第10回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

7 番